

木造軸組工法における木材を用いた外壁・間仕切壁の準耐火構造 JBN 仕様 利用の手引き

木造軸組構法における木材を用いた外壁・間仕切壁の準耐火構造 JBN 仕様（以下、本認定書）の利用にあたり、次の手続きを遵守します。

①利用資格の取得

・本認定書を利用する建築物に関わる「工事施工者※1」、「品質管理者※2」および「申請窓口担当者※3」は、利用資格（JBN が開催する「JBN 準耐火建築物設計マニュアル講習会等」を受講した利用資格者が所属すること）を有する会員であることを JBN 登録し、承認番号を取得していること。

※1 工事施工者は、「申請窓口担当者」を兼務することができる。

※2 認定書で指定されている材料の品質が担保されていることの確認を行うもの。

※3 認定書（写し）発行申請書の提出を行い、設計・施工仕様の管理を行うもの。

②品質管理者の維持

・本認定書で主構成材料として指定されているものは、JBN 認定講習会を受講した品質管理者を置く「製材事業者※4」または「資材流通事業者※5」から納品されたものを利用すること。

※4、5 認定書で指定されている材料は、製材事業者、資材流通事業者のいずれかもしくは両方で品質を担保すること。

本認定書の利用については常に、品質管理者の設置を維持すること。

③利用申請

・本認定書の利用を申請する場合は、「申請窓口担当者」が JBN 指定書式の「大臣認定書（写し）発行申請書※6」を JBN 事務局に提出すること。

※6 大臣認定書（写し）は、JBN より 1 契約工事ごとに有償発行する。

大臣認定の発行料金は、1 契約工事当たり JBN 会員：3,000 円（税別）とする。

④設計・施工チェックシートの利用

設計施工された建物が大臣認定書に適合していることを、「申請窓口担当者」が所定の設計・施工チェックシートによって確認すること。

⑤関係資料の提示

本認定書の利用に関して、本認定書並びに設計・施工チェックシートの利用、管理、報告、登録等の状況について、JBN からの求めがあった場合は速やかに報告すること。

以上

※追加の仕様

・講習会受講後に新たに追加された大臣認定を利用する場合、改めて講習会を受講すること。